

税務 UPDATE Vol.25

相続後に実現した債務免除益への課税に関する最高裁判決

2026 年 7 月 24 日

弁護士 迫野 馨恵

目次

1. はじめに
2. おさらい
3. 最高裁の判断の内容
4. 若干の検討
5. おわりに

1. はじめに

[税務 UPDATE Vol.24](#) では、相続後に実現した債務免除益への課税に関する裁判例として、地裁判決（納税者敗訴）と高裁判決（納税者勝訴）で判断が異なっており、国側が最高裁に上告受理申立てをし、2026 年 5 月に口頭弁論の開催が予定されていた事案（以下「本事案」といいます。）をご紹介しました。

本事案につき、2026 年 6 月 23 日に[最高裁の判決](#)が出され、課税処分を取り消した高裁判決が破棄され、審理が東京高裁に差し戻されました。

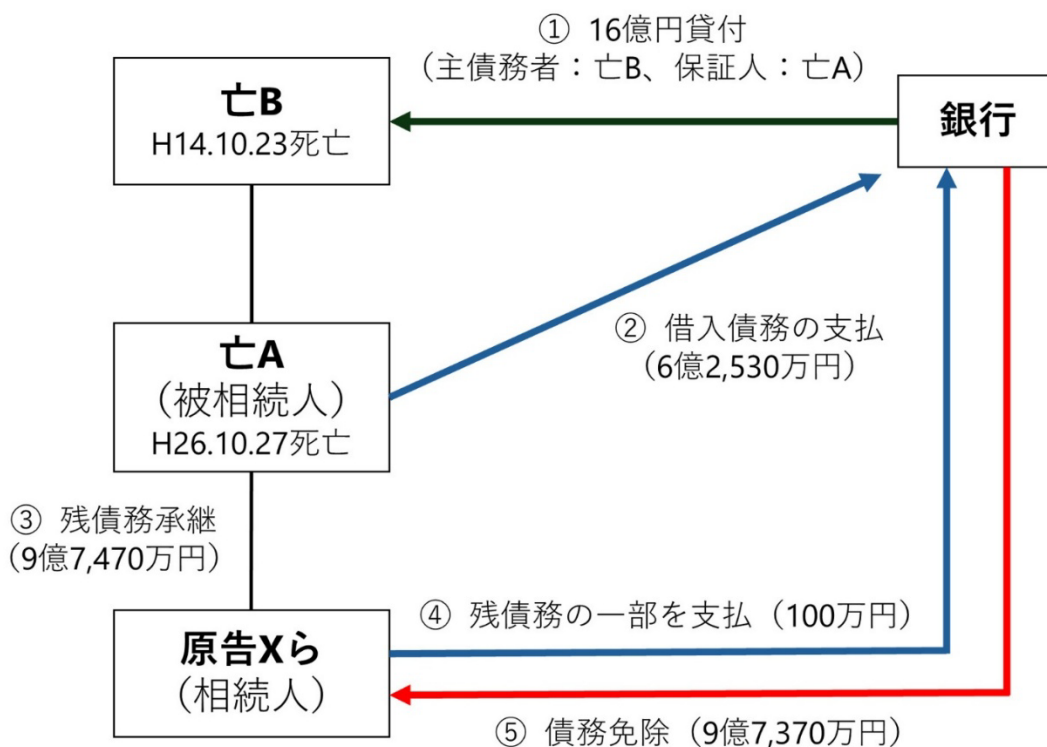
本稿では、当該最高裁判決の概要についてご紹介いたします。

2. おさらい

地裁判決（東京地判令和 5 年 3 月 14 日）及び高裁判決（東京高判令和 6 年 1 月 25 日）の概要については、Vol.24 でご紹介したとおりであり、地裁判決と高裁判決では二重課税の排除（所得税法 9 条 1 項 16 号（現 17 号。以下「本件規定」といいます。））の適用について判断が分かれました。なお、本件規定では、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」には所得税を課さないこととされています。

事案の概要は下図のとおりであり、地裁判決では、本件債務免除（下図⑤。以下、債務免除を受けた債務を「本件債務」といいます。）に係る債務免除益（以下「本件債務免除益」といいます。）については、停止条件の成就が亡 A の相続発生の後であることから、亡 A を被相続人とする相続税では考慮されていないため、本件債務免除益という所得の発生時にこれを亡 A の相続人である原告らに係る所得税の課税対象とすることは、本件規定の趣旨に反するものではないと判断しました。

他方、高裁判決では、被相続人から承継した現に存する債務であって、相続税申告の際の課税価格の算定にあたって近い将来に免除を受ける可能性が極めて高いこと等を理由に、相続税法 14 条 1 項の「確実と認められるもの」に当たらないとして相続財産から控除されなかった債務が、その後に債権者により免除された場合における当該債務免除に係る相続人の利益については、形式的には債務免除を受けた時点で発生したものといえるとしても、所得税課税との関係では、潜在的には相続により取得していたものとみることが可能であると判断しました。また、その具体的な内容をみても、上記申告に係る課税価格のうち相続財産から控除されなかった上記債務に相当する部分の経済的価値と実質的に同一のものといえることができるため、特段の事情のない限り、これに所得税の課税をすることは、本件規定に反するものとして許されないと判断しました。



3. 最高裁の判断の内容

最高裁は、本件規定の趣旨について、「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される」としました。

そして、本件では、X らが亡 A を相続した後に本件債務の免除の効力が生じたため、これによる経済的利益を相続等により取得したということとはできないとし、相続に関し、本件債務が相続税法 14 条 1 項所定の「確実と認められるもの」に当たらず、相続税の課税価格に算入すべき価額からその金額が控除されないとしても、相続後に本件債務が消滅することによって生ずる経済的価値に対して相続税が課されるものではないため、上記経済的利益に所得税を課すこと

は、同一の経済的価値に対し相続税と所得税とを二重に課すものとはいえず、本件規定の上記趣旨に反するものではないというべきであるとし、本件債務の免除により X が受ける経済的利益は、本件規定所定の非課税所得には当たらず、上記経済的利益に所得税を課すことが、本件規定に反するということはできないと判断しました。

なお、最高裁判決には 2 人の裁判官が補足意見、1 人の裁判官が反対意見を付しており、沖野眞巳裁判長は、本件規定は、所得のうち「相続...により取得するもの」については、所得税を課さないと定めており、その文理上、これに該当するためには、「相続により取得する」「所得」である必要があると指摘しています。その上で、本件において所得税の課税対象とされた経済的利益は、相続開始後に相続人が停止条件を成就させる行為をしたことにより債務免除の効力が生じたことに係る利益であるため、相続により取得した「所得」とみることとはできず、本件債務免除益について本件規定の該当性を肯定するのは文理上困難であると指摘しています。また、本件債務免除益に係る経済的利益を、所得税との関係においては、潜在的には相続により取得する経済的価値であるとみ、かつ、その経済的価値が、相続税の課税価格に算入されなかった当該債務免除に係る部分の債務の経済的価値と実質的に同一であるとみるとしても、相続税課税において、その経済的価値が課税の対象とされたものとみることとはできないため、相続税と所得税との間の二重課税の排除を図る本件規定の趣旨に照らしても、本件規定に該当するとみることとはできないとしています。

もっとも、沖野裁判長は、「債務免除益に係る所得税課税の根拠及び要件については様々な議論がある上、本件におけるような相続に関わる場合の相続債務との関係については、従来、十分な議論がされてきたとはいえない。多数意見は、本件における本件規定の適用について判断したものであって、本件場合における相続人の債務免除益の所得該当性について、肯定、否定いずれの判断をしたものでもない。」としており、最高裁が所得該当性について判断していないことを明示しています。

4. 若干の検討

高裁判決では、本件債務免除に係る相続人の利益については、形式的には債務免除を受けた時点で発生したものといえるとしても、所得税課税との関係では潜在的には相続により取得していたものとみることが可能であり、課税価格のうち相続財産から控除されなかった債務に相当する部分の経済的価値と実質的に同一のものであるため、所得税の課税をすることは本件規定に反するとして、実質的な判断をしていました。

これに対し、最高裁判決では、相続後に本件債務免除の効力が生じたため、本件債務免除による経済的利益を相続により取得したということとはできず、また、相続後に本件債務が消滅することによって生ずる経済的価値に対して相続税が課されるものではないため、同一の経済的価値に対し相続税と所得税を課すものではなく、相続税と所得税との二重課税を排除する本件規定の趣旨にも反しないとして、条文の文言及び趣旨から本件規定の適用を否定しています。

一方、石兼裁判官による反対意見では、本件債務は相続税の計算において控除されなかったのであり、担税力を減少させる価値を有するものとは評価されず、これに相当する経済的価値が

相続税の課税対象となったものの、相続後に債務免除されたことによりXらが受ける経済的利益に対して所得税を課すことは、担税力を減少させる価値があるという異なった評価を受け、所得税と相続税が二重に課税されたと指摘されています。

納税者の感覚としては、石兼裁判官の意見に近いと思われますが、租税法律主義の下、文理解釈が基本とされる租税法規の解釈においては、相続後に行われた債務免除による利益について、本件規定の「相続…により取得するもの」に該当すると解することは簡単ではないように思われます。

5. おわりに

前述のとおり、最高裁判決は、債務免除益の所得該当性について判断していません。そのため、差戻し控訴審においてどのような審理、判断がされるのか、引き続き注目されます。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。